

班長の主な仕事

区長を補佐し町内会活動に協力して下さい。任期は次年度の総会までの1年間です。

I. 班長としての仕事

1. 班長の任期

- ・班長の任期は翌年度の定例総会日迄の1年間です。
- ・翌年1月の定例の「回覧」等、及び定例総会日迄の緊急回覧（計報等）は現班長にお願いする事になります。
- ・定例総会の翌日で班長間の引継ぎが未了の状態で、急遽計報等の回覧の必要性が生じた場合は、各班長間の引継ぎ時期も一定でないと予想されますが、この場合は新しい班長が担当することになります。
- ・新班長で引継ぎ未了の方で、回覧の必要性が生じた場合には、前班長から回覧順用紙を引継ぎ回覧を実施して下さい。
- ・この対応に支障を来さないように、班長に配付する回覧順用紙の配付枚数を増やします。

2. 班長会議への出席

- ・町内会会員の皆様が一番身近な存在です。そういう立場で会議や行事に参加して下さい。

3. 班内へ文書の回覧

- ・配布された回覧文書は速やかに班内に回覧し、回答を要するものは期日内に区長に報告します。（区長 ⇒ 班長）

4. 班内の町内会費及び各種募金等の集金

- ・班内会員の会費及び各種募金等を、2月（1～6月）と7月（7月～12月）の2回に分けて集金し、区長に届けて下さい。
（募金については、任意ですので、“強制”は避けて下さい。）

5. 班内の葬儀への協力

区長より計報のお知らせ（回覧文書）が届いたら至急班内へ回覧します。

6. 班内に生じた出来事等の連絡

- ・区内で生じた町内会に関係する事柄（防犯に関する情報・道路の破損・公共施設の枝木の伐採等）については、地区担当役員または担当の正副部長に連絡して下さい。

7. 町内会の各種行事に対する参加、協力

- ①春・夏・秋の公共施設の清掃 ②交通安全街頭指導
- ③親睦交流会 ④交通安全普及員としての安全旬間への参加、協力
- ⑤防災に関する研修会、訓練など ⑥連合町内会の行事 ⑦その他。

8. 次年度の班長の選出

- ・次年度の班長を調整し区長へ報告して下さい。なお、選出に当たっては各班内の選出方法を基本とし、一身上の都合に配慮する等の配慮をお願いします。

9. 区内の会員の転入・転出について

- ・新たに居住された方がいる場合には、「町内会へ入会のご案内」を活用して入会を促して頂き、入会の意思が確認出来た場合には「恵み野西町内会居住者名簿」記入用紙の記載をお願いし、又、諸般の事情により会員が転出する場合には「恵み野西町内会退会届」記入用紙を手交し、記入用紙に必要事項の記載をお願いし、地区担当役員に届けて下さい。

なお、町内会加入について簡単では無いケースも考えられますが、その場合は速やかに区長・地区担当役員と相談し対処して下さい。

10. 会員の見守りについて

- ・会員宅の異変（最近姿が見えない・夜間電気がつかない・新聞が溜まっている・冬期間除雪がされていない等）や、長期不在、空き家情報等を地区担当役員に連絡して下さい。

11. 災害が発生した場合

- ・町内会は地震等の災害時には役員の自動招集基準や、必要がある場合には臨時に招集する事としました。

また、避難行動要支援者の方々に対し支援を実施します。区長・班長の皆様が地域情報の最先端にいます。災害時には、何か不安な状況があれば班長と協力して、是非地区担当役員へ連絡して下さい。町内会は会員の安全確保に努めます。

※ 「広報誌等」の主なもの

- | | |
|--------------------|-------------|
| ・ふれあい通信・回覧等（町内会発行） | ・恵庭市からの回覧等 |
| ・地域安全ニュース | ・「コミコミ通信」 |
| ・恵み野小学校だより | ・恵み野（恵み野交番） |
| ・恵み野中学校だより | ・いこいだより |

順覧回

順序	名前	月/日	確認印	順序	名前	月/日	確認印
1		/		16		/	
2		/		17		/	
3		/		18		/	
4		/		19		/	
5		/		20		/	
6		/		21		/	
7		/		22		/	
8		/		23		/	
9		/		24		/	
10		/		25		/	
11		/		26		/	
12		/		27		/	
13		/		28		/	
14		/		29		/	
15		/		30		/	

順覧回

順序	名前	月/日	確認印	順序	名前	月/日	確認印
1		/		16		/	
2		/		17		/	
3		/		18		/	
4		/		19		/	
5		/		20		/	
6		/		21		/	
7		/		22		/	
8		/		23		/	
9		/		24		/	
10		/		25		/	
11		/		26		/	
12		/		27		/	
13		/		28		/	
14		/		29		/	
15		/		30		/	